

東京都市計画公園中野第2・2・38号上高田五丁目公園における都市計画原案について

1 主な経緯等

国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会にて取りまとめられた「国家公務員宿舎の削減計画」にて対象となった宿舎(上高田)について、「国家公務員宿舎跡地利活用方針(第二次修正版策定)」に基づき、都市計画公園の代替地・拡張用地としての活用を検討し、広域避難場所の拡充を図ることを目的に、平成30年度に当該用地の売買契約を締結した。

2 都市計画の原案の概要(別紙1 計画書、別紙2 計画図を参照)

- ・都市計画公園の種類：街区公園
- ・都市計画公園の名称：第2・2・38号上高田五丁目公園
- ・都市計画公園の位置：中野区上高田五丁目地内
- ・都市計画公園の面積：約0.27ha

3 説明会の開催結果について

東京都市計画公園中野第2・2・38号上高田五丁目公園の都市計画(原案)についての説明会を以下のとおり開催した。

(1) 開催概要

日 時：令和5年9月6日(水曜日) 19:00~20:30

会 場：上高田区民活動センター

参加者数：8名

説明資料：別紙3のとおり

(2) 説明会における意見の概要及び意見に対する考え方

別紙4のとおり

4 今後のスケジュール

- 令和6年 1月 都市計画案の作成
- 令和6年 2月 都市計画案の公告・縦覧
- 令和6年度～ 中野区都市計画審議会へ諮問・答申
都市計画決定・告示
実施設計
- 令和7年度～ 整備工事

東京都市計画公園の変更（中野区決定）（原案）

東京都市計画公園に中野第2・2・38号上高田五丁目公園を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	中野第2・2・38号	上高田五丁目公園	中野区上高田 五丁目地内	約0.27ha	園路広場、修景施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

「区域は計画図表示のとおり」

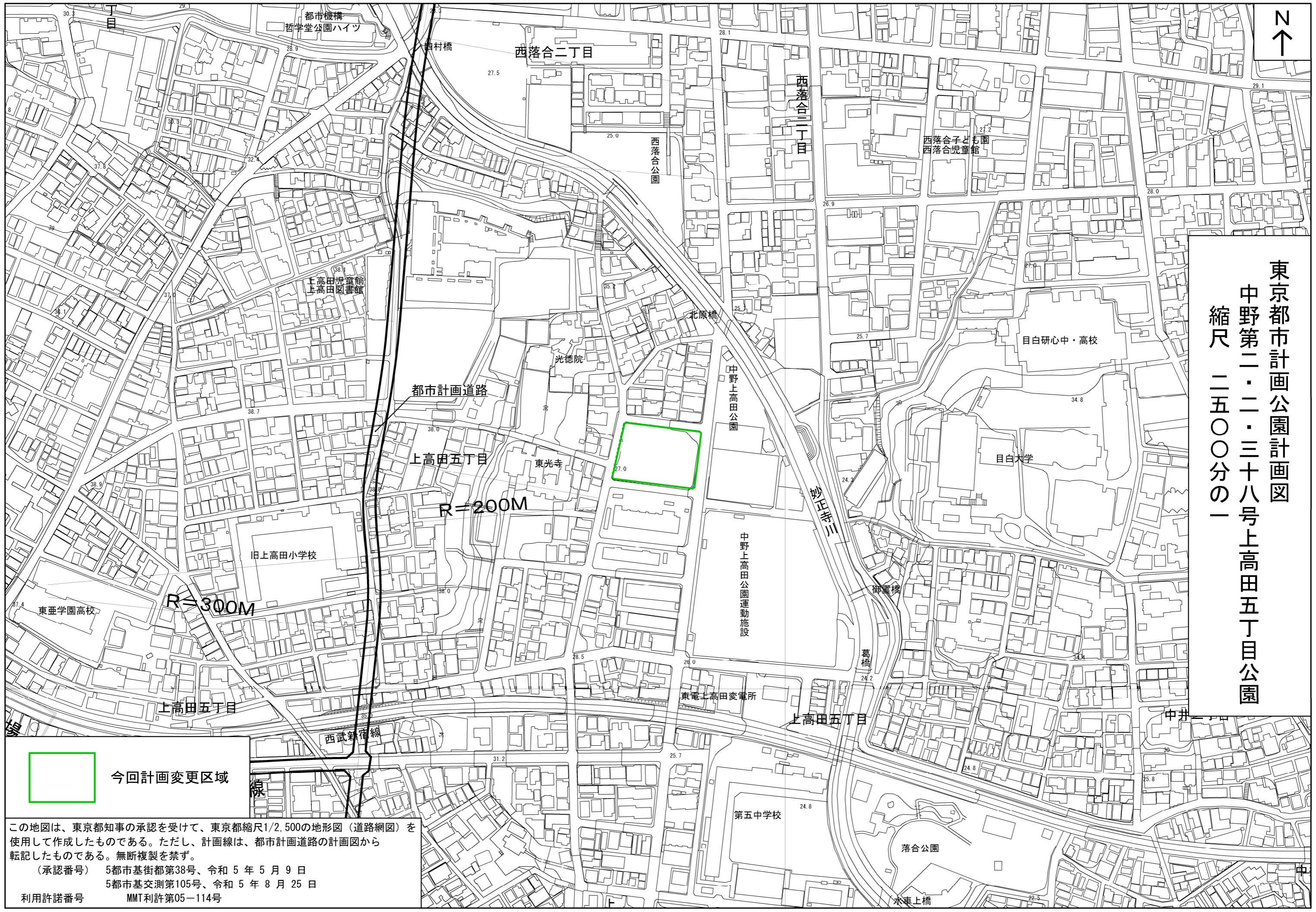
理由 防災機能・交流や休憩スペース等の機能を有するオープンスペースを将来にわたって確保するとともに、街区公園として日常的な公園機能の充実を図り、地域の利用に供するため、上記のとおり公園を追加する。

新旧対照表

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街区公園	中野第2・2・38号	上高田五丁目公園	中野区上高田 五丁目地内	約0.27ha	追加



東京都市計画公園計画図
中野第二・二・三十八号上高田五丁目公園
縮尺 二五〇〇分の一



今回計画変更区域

この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺1/2,500の地形図（道路網図）を使用して作成したものである。ただし、計画線は、都市計画道路の計画図から転記したものである。無断複製を禁ず。
（承認番号） 5都市基街都第38号、令和5年5月9日
5都市基交測第105号、令和5年8月25日
利用許諾番号 MMT利許第05-114号

都市計画(原案)の説明会

東京都市計画公園中野第2・2・38号
上高田五丁目公園の追加(中野区決定)

2023年9月6日(水)19:00~20:30

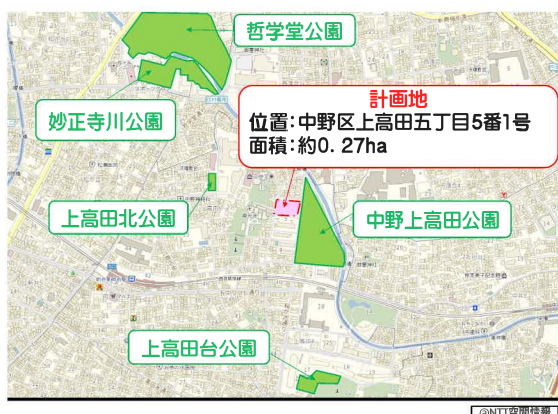
場所:上高田区民活動センター

都市基盤部公園課

本日の説明内容

1. 計画地の概要
2. 都市計画公園について
3. 本計画の位置づけと基本的な考え方
4. 都市計画原案について
5. 今後の予定

1. 計画地の概要



1. 計画地の概要

当該計画地は、国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会にて取りまとめられた「国家公務員宿舎の削減計画」にて対象となった宿舎(上高田)について、「国家公務員宿舎跡地利活用方針」(中野区)第二次修正版に基づき、平成30年に区が取得した土地になる。

年次	事項
平成23年度	「国家公務員宿舎の削減計画」(国家公務員宿舎の削減のあり方についての検討会)
平成25年度	「国家公務員宿舎跡地利活用方針」(中野区)第二次修正版策定 【活用策】都市計画公園の代替地・拡張用地としての活用を検討し、広域避難場所の拡充を図る。
平成30年度	国より用地取得

2. 都市計画公園について

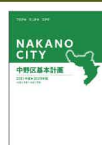
都市計画とは

都市計画に関し必要な事項を定めることで、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、それによって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的としている。

都市計画公園とは

都市計画区域内において、都市計画法第11条の都市施設として都市計画決定された公園。
都市施設については、都市計画に、都市施設の種類、名称、位置及び区域を定めるものとともに、面積等を定めるよう努める。

3. 本計画の位置づけと基本的な考え方



【中野区基本計画】



【中野区都市計画
マスタープラン】



【中野区みどりの基本計画】



【中野区地域防災計画】

3. 本計画の位置づけと基本的な考え方

①地域住民等による公園利活用の促進

- 身近な公園緑地として利用されるよう、地域住民や公園利用者が快適に交流し、憩うことができる場として整備を行います。
- 地域特性や利用状況に適合した施設整備を行い、公園利活用の促進を図ります。

②良好な都市環境の形成

- 周辺の自然環境に配慮した整備を行い、水とみどりのネットワークの形成を計ります。
- 地域全体の緑の質や景観性の向上に寄与します。

③防災機能の確保

- 本計画地は東京都指定の広域避難場所「哲学堂公園一帯」に含まれることから、周辺と連携し、一体的な災害対策が可能となるよう、防災機能が確保される整備を行います。

4. 都市計画原案について

【計画書】

東京都市計画公園の変更(中野区決定)

東京都市計画公園に中野第2・2・38号上高田五丁目公園を次のように追加する。

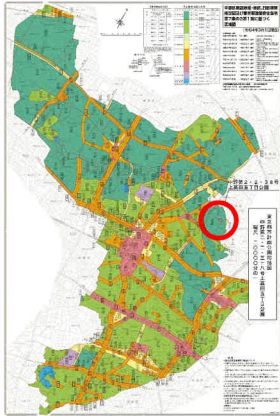
種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	中野第2・2・38号	上高田五丁目公園	中野区上高田五丁目地内	約0.27ha	園路広場、修養施設、休養施設、遊戯施設、便益施設、管理施設

理由 防災機能・交流や休憩スペース等の機能を有するオープンスペースを将来にわたって確保するとともに、街区公園として日常的な公園機能の充実に資し、地域の利用に供するため、上記のとおり公園を追加する。

※街区公園：主に街区に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園。

※公園名については、都市計画公園の名称であり、区立公園名称とは異なります。

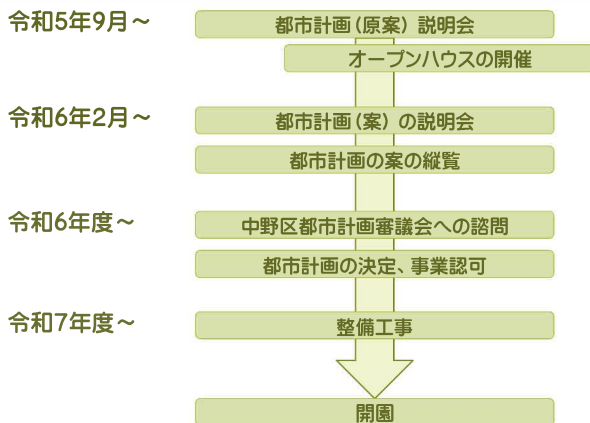
4. 都市計画原案について



4. 都市計画原案について



5. 今後の予定



お問い合わせ先

中野区都市基盤部
公園課公園整備係
担当:宮崎、多賀
電話番号:03-3228-5553

東京都市計画公園中野第2・2・38号上高田五丁目公園における
都市計画（原案）への意見・質問要旨

1 都市計画について

No.	意見・質問	区の見解
1	都市計画は国が実施しているのか、地方公共団体が実施しているのか。	都市計画は都道府県で実施するものもあれば、地方公共団体で実施するものもある。今回の公園は中野区の都市公園として設定して、中野区が整備を行っていく。
2	中野区で都市計画を行う場合は、「中野第2・2・38号」のように番号に「中野」と入っているのか。	街区公園については「中野」と付く。
3	都市計画の名称で計画主体がわかるのではなく、計画面積で計画主体が決まるのか。	公園の場合、一般的に10ha未満は地方公共団体が都市計画決定をして整備をしていく。

2 整備について

No.	意見・質問	区の見解
1	整備費の出处はどこなのか。	東京都では都市計画税が徴収されており、その財源が都市計画事業に使われる。今回の整備は都市計画事業となるので、都市計画交付金を使って整備をしていく。
2	整備の予算はどれくらいなのか。	用地の購入に約11億かかっている。整備費は今後の整備内容によって差が出る。
3	具体的な計画案について説明を行うのはいつ頃になるのか。	公園の計画内容や整備内容については、オープンハウスでご意見を伺う予定である。
4	今後、整備工事が着手されるまでに区から説明はあるのか。区民の意見が言える場があるのか。	

3 今後の予定について

No.	意見・質問	区の見解
1	2月以降の都市計画の案の縦覧についても今回の説明会と同様の内容と考えて良いのか。	都市計画の案の縦覧は、都市計画について皆様からご意見をいただくものとなっている。提示する内容は都市計画（案）の内容となり、今回の原案の説明会内容から特段の意見がなければさほど変わらないものとなる。
2	都市計画（案）の説明会では、計画がどの程度落とし込まれているのか。	

4 その他

No.	意見・質問	区の見解
1	今回の都市計画以外に、今後、都市計画の予定はあるのか。	今回の計画地以外に検討段階のものが1つある。今後、都市計画としての位置付けについて検討していく予定である。
2	質疑応答時に丁目と名前を名乗る必要がなぜあるのか。	どこから参加されたのか知りたいため。また、名前は言いたくなければ強制ではないので名乗る必要はない。
3	今回整備する公園は広域避難場所の哲学堂公園一帯に含まれるが、その範囲を教えてください。隣接する中野上高田公園や上高田北公園は含まれるのか。	哲学堂公園や中野上高田公園、新宿区の一部が哲学堂公園一帯に含まれている。上高田北公園は哲学堂公園一帯に含まれていない。
4	計画地に雑草などが生い茂っているので、管理をしっかりしていただきたい。	維持管理については、しっかりやっていきたいと思う。
5	パブリックコメントの手続きはどのようになっているのか。	パブリックコメントについては、都市計画法の中で位置付けられた意見聴取や公告・縦覧のみである。